

特定商取引法に係る行政処分の状況（平成27年度）

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売や電話勧誘販売などの消費者トラブルが生じやすい7つの取引類型を対象として、事業者の行為に対する行政規制と消費者のための民事ルールを設け、消費者取引の公正を確保する法律である。

1 法律の対象となっている取引類型（7類型）

- ・訪問販売
- ・電話勧誘販売
- ・通信販売
- ・特定継続的役務提供
- ・連鎖販売取引
- ・業務提供誘引販売取引
- ・訪問購入

2 法律の内容

(1) 行政規制

被害拡大防止のためルールが設けられており、悪質な法違反に対しては、指示、業務停止命令といった行政処分が実施されるほか、罰則の適用もある。

- ・不実告知の禁止
- ・勧誘目的等の明示義務
- ・拒否後の勧誘の禁止
- ・契約書面の交付義務
- ・重要事項の告知義務
- 他

(2) 民事ルール

消費者自らによる自力救済が図られるよう、契約解除などの民事ルールが設けられている。

- ・クーリング・オフ
- ・中途解約／過量販売解除
- 他

3 行政処分について

平成27年度の行政処分は、10月15日現在で全国37件（国21件、都道府県16件（うち本県2件））が実施されている。

前回の報告以降に実施した本県の行政処分は次のとおりである。

(1) 事業者名	株式会社 ^{レベル} LEVEL ^{ファイブ} FIVE（岡山市）
(2) 処分日	平成27年10月1日
(3) 処分内容	業務停止命令（9月間）
(4) 取引内容	床下排水管修繕等の住宅リフォーム訪問販売
(5) 違反内容	<ul style="list-style-type: none"> ・勧誘の際、水漏れしていない排水管を水漏れしていると虚偽のことを告げた。（不実告知） ・消費者宅を訪問した際、架空の会社名を告げた。また、開口一番で勧誘目的のために来訪した旨を告げなかった。（会社名・勧誘目的不明示） ・勧誘の際、契約を断られても継続して勧誘した。（拒否後の勧誘） ・契約の際、法定事項を記載した書面を交付しなかった。（契約書面不交付） ・契約の際、クーリング・オフについて告知しなかった。（重要事項不告知）
※県が確認した消費者被害は4件で、被害金額は110万円	